

7. 進路指導に関する規定

進路指導規約

第1章 調査書について

(調査書の成績記入について)

第1条 調査書の記入については、次のように定める。

- 一 3年時の1学期に評定1があれば、暫定的に「2」と記入する。
- 二 評定2以上はそのままの評定値を記入する。
- 三 発行日が2学期終業式以降のものについては、1, 2学期の評定の平均を四捨五入した成績を記入し、評定1の取り扱いは1学期に同じとする。
- 四 発行日が3月1日以降のものについては学年の最終成績を記入する。
- 五 1, 2学期については、それがいつの成績であるか備考欄に明記する。

(卒業生の調査書発行について)

第2条 卒業生の調査書発行は以下の通り行う。

- 一 卒業後1年未満のものについては、3年次の担任が発行する。転勤等で発行できないときは進路指導部で発行する。
- 二 卒業後1年から5年以内のものについては、進路指導部で発行する。
- 三 卒業後5年を経過したものについては、調査書の発行は行わない。但し、必要な場合は「調査書発行不能証明書」を発行する。

第2章 進学（大学、短大、看護専門学校）の推薦について

(指定校推薦について)

- 第3条 大学、短大、看護専門学校の指定校推薦については、推薦時の成績に評定1のある者、または、入学時より3年生の1学期末までの欠席日数の合計が31日以上のもは推薦しないこととする。
- 2 その他の学校に関しては、志望先の推薦条件の他は校内の推薦条件を特に定めないこととする。
 - 3 学年団より特別に考慮する要請があれば、進路指導部で検討し、校長が学校推薦を判断する。

第3章 就職希望について

(併願について)

- 第4条 就職希望者は公務員と民間を併願できる。但し、民間企業に採用が内定すれば、必ず民間企業への就職を優先するものとする。

第4章 校内選考について

(選考手順)

第5条 生徒の希望を優先し、希望の順位に基づいて選考会議で選考し、校長が決定する。

- 2 評定平均値(小数第1位まで)、出席状況の順にしたがって選考し、それでも決まらない場合は、選考会議で協議する。
- 3 評定平均値については、評定1はそのままで算出する。